

名古屋都市計画新清洲駅北地区計画の決定（清須市決定）

都市計画新清洲駅北地区計画を次のように決定する。

名 称	新清洲駅北地区計画	
位 置	清須市清洲池新田、清洲狐穴、清洲下御替地及び清洲蓮池の各全部 清洲天王北、清洲上長者町、清洲下長者町、清洲戌新田、新清洲一丁目、新清洲二丁目、新清洲三丁目、土田川田、土田小中畑及び花水木一丁目の各一部	
面 積	約 5. 7 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は本市における都市拠点に位置付けられており、土地区画整理事業による都市基盤の整備改善、および低未利用地の土地利用転換により、新たな都市拠点の形成を目指すものである。本地区計画は、「人、自然、歴史が織りなすにぎわい交流拠点」（コンセプト）としての土地利用への誘導を図ることにより、都市拠点・玄関口にふさわしい賑わいづくりと地域住民が安全で安心して暮らせる環境や快適で便利な居住環境を形成することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>都市拠点・玄関口にふさわしい賑わいづくりとともに、地域住民が安全で安心して暮らせる環境や快適で便利な居住環境の形成のための土地利用を推進するため、地区の特性に応じて4地区に細区分し建築物の規制・誘導を図り、良好な市街地空間の形成を図る。</p> <p>A地区：日常生活に必要な既存商業施設を核とし、幹線道路沿道にふさわしい多様なにぎわいを創出しつつ、現在の住環境の保護に配慮した商業と住宅が調和する区域とする。</p> <p>B地区：駅前広場に隣接し、都市拠点・玄関口にふさわしいまちづくり、及び一層の駅需要を喚起する魅力ある施設立地を誘導する区域とする。</p> <p>C地区：当該地区のメインストリートである新清洲駅前北線の沿道に新たな商業施設の立地を誘導する区域とする。</p> <p>D地区：良好な住環境の創出を目指し、現在の土地利用を踏襲し、戸建て住宅を主体とした土地利用を誘導する区域とする。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>建築物等は、地区周辺の住環境等にも配慮し、住宅・商業・業務を適正に配置しつつ、建築物等の用途制限、かき又はさくの構造の制限など行う。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	A地区	B地区	C地区	D地区
			地区の面積	約 3.0ha	約 1.3ha	約 0.5ha	約 0.9ha
		建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物等は建築してはならない。 (1)ダンスホール (2)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3)自動車教習所 (4)畜舎（ペットショップ、ペットホテル、その他これらに類するものを除く。） (5)工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又はクリーニング店を除く。） (6)自動車修理工場 (7)危険物（建築基準法別表第2(る)項第1号(1)から(3)まで、(11)又は(12)の物品をいう。）の貯蔵、又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。） (8)ガソリンスタンド	次に掲げる建築物等は建築してはならない。 (1)ダンスホール (2)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3)ナイトクラブ (4)キャバレー、個室付浴場等その他これらに類するもの (5)自動車教習所 (6)倉庫業を営む倉庫 (7)畜舎（ペットショップ、ペットホテル、その他これらに類するものを除く。） (8)工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又はクリーニング店を除く。） (9)自動車修理工場 (10)危険物（建築基準法別表第2(る)項第1号(1)から(3)まで、(11)又は(12)の物品をいう。）の貯蔵、又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。） (11)ガソリンスタンド	次に掲げる建築物等は建築してはならない。 (1)ダンスホール (2)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (3)ナイトクラブ (4)自動車教習所 (5)倉庫業を営む倉庫 (6)畜舎（ペットショップ、ペットホテル、その他これらに類するものを除く。） (7)工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又はクリーニング店を除く。） (8)自動車修理工場 (9)危険物（建築基準法別表第2(る)項第1号(1)から(3)まで、(11)又は(12)の物品をいう。）の貯蔵、又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。） (10)ガソリンスタンド	次に掲げる建築物等は建築してはならない。 (1)ホテル又は旅館 (2)ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの (3)自動車教習所 (4)倉庫（自家用倉庫を除く。） (5)畜舎 (6)工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又はクリーニング店を除く。） (7)自動車修理工場 (8)危険物（建築基準法別表第2(る)項第1号(1)から(3)まで、(11)又は(12)の物品をいう。）の貯蔵、又は処理に供するもの（建築物に附属するものを除く。） (9)ガソリンスタンド
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		建築物等の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の色彩は、コンセプトにふさわしい色彩として、原色を避け、街並みとの調和に配慮した落ち着いたものとし、華やかな色彩は避けるものとする。			

		垣又はさくの構造制限	道路及び公園に面するかき又はさくは、生垣あるいは透視可能なフェンス・鉄さく等とし、ブロック塀等は設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎ブロック等の高さが 0.6 メートル以下のもの又は、門柱にあつてはこの限りではない。
--	--	------------	--

「区域、地区の区分は計画図表示のとおり」

#### 理 由

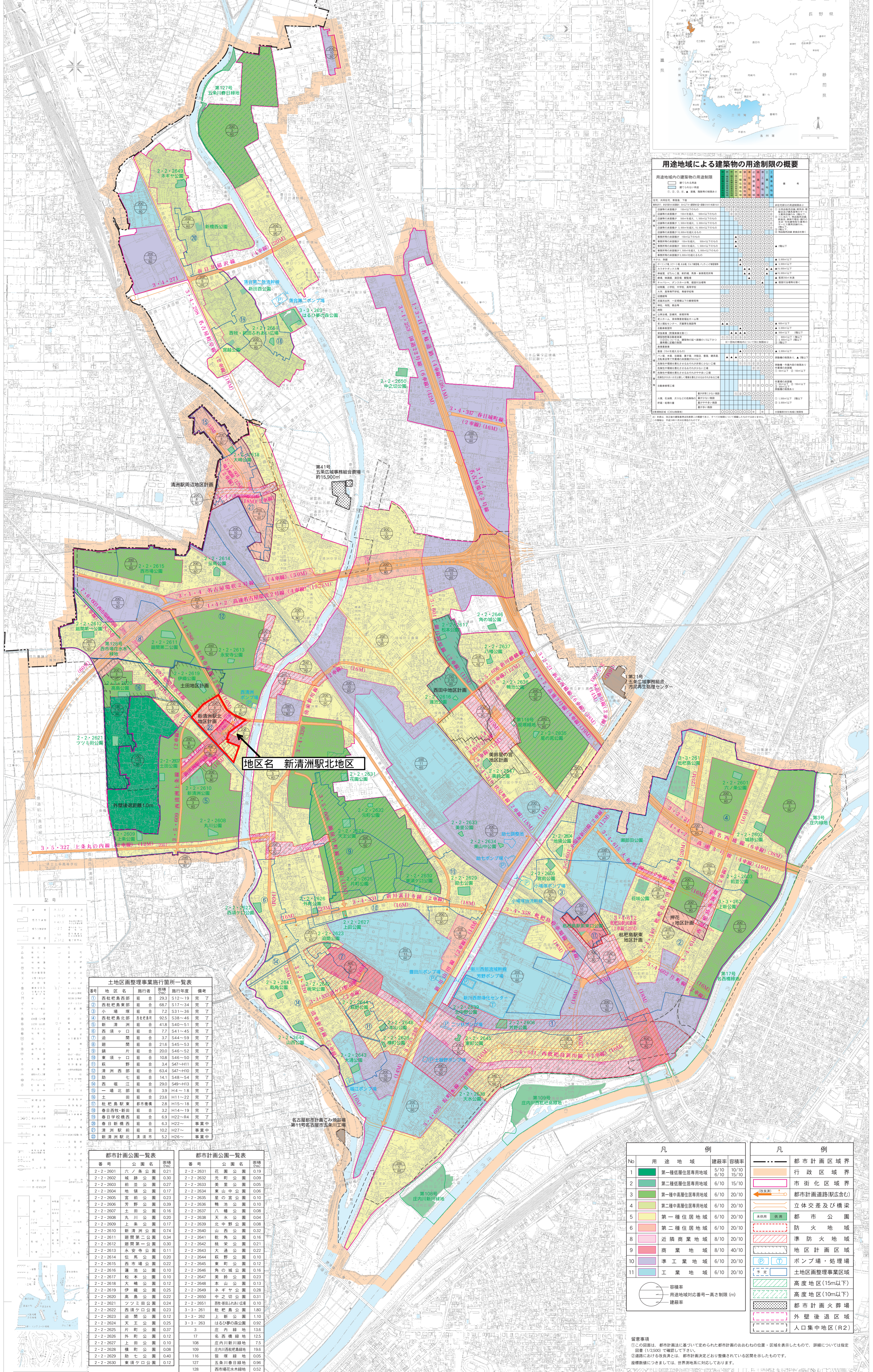
地区計画を定めることにより、都市拠点にふさわしい魅力を創出するとともに、周辺環境と調和した良好な市街地の形成を図る。

都市計画区域	告示第907号	平成22年12月24日	緑	地	告知第783号	平成22年12月24日
市街化区域	告示第353号	昭和43年11月24日(特)	地区	計画	告示第50号	平成20年7月28日
用途地域	告示第53号	令和4年3月31日	高度	地区	告示第55号	令和4年3月31日
防火・準防火地域	告示第54号	令和4年3月31日	汚	物	告示第51号	平成18年11月14日
都市計画道路	告示第325号	平成29年7月28日	処理	場	告示第53号	平成22年12月24日
都市計画公園	告示第49号	平成29年7月28日	土	地区	告示第54号	平成22年12月24日
火葬場	告示第51号	平成22年12月24日	流	域	告示第5号	平成25年3月1日
	告示第58号	平成30年7月20日	公	共	告示第9号	平成29年2月21日
			下	水		平成27年3月6日

# 名古屋都市計画区域 清須市都市計画図

1:10,000 地形図

## 名古屋都市計画 新清洲駅北地区計画 総括図 1/10000



### 用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域	建築物の用途制限
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域の建築物のみ
第二種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域の建築物及び第二種低層住居専用地域の建築物
第一種中層住居専用地域	第一種中層住居専用地域の建築物及び第一種低層住居専用地域の建築物
第二種中層住居専用地域	第一種中層住居専用地域の建築物及び第二種中層住居専用地域の建築物
第一種住居地域	第一種住居地域の建築物及び第一種中層住居専用地域の建築物
第二種住居地域	第一種住居地域の建築物及び第二種住居地域の建築物
近隣商業地域	第一種商業地域の建築物及び第一種近隣商業地域の建築物
商業地域	第一種商業地域の建築物及び商業地域の建築物
準工業地域	第一種準工業地域の建築物及び準工業地域の建築物
工業地域	第一種工業地域の建築物及び工業地域の建築物

### 土地区画整理事業施行箇所一覧表

番号	地区名	施行者	面積	施行年度	備考
①	西枇杷島西部	組合	293 S12~19	完了	
②	西枇杷島東部	組合	687 S17~34	完了	
③	小堀	組合	72 S31~36	完了	
④	西枇杷島北部	西枇杷島地区計画	325 S38~48	完了	
⑤	新	組合	418 S45~49	完了	
⑥	西須ヶ口	組合	77 S41~45	完了	
⑦	油	組合	37 S44~59	完了	
⑧	陣	組合	216 S45~53	完了	
⑨	藤	組合	200 S48~52	完了	
⑩	新	組合	108 S48~50	完了	
⑪	新	組合	34 S47~H11	完了	
⑫	清洲西部	組合	634 S47~H10	完了	
⑬	脇	組合	141 S48~54	完了	
⑭	西	組合	290 S49~H13	完了	
⑮	一	組合	39 H12~18	完了	
⑯	上	組合	236 H11~22	完了	
⑰	枇杷島東部	枇杷島東部地区計画	28 H15~18	完了	
⑱	春日西校	組合	32 H14~19	完了	
⑲	春日学校西	組合	69 H22~R4	完了	
⑳	春日学校西	組合	63 H22~	事業中	
㉑	清洲東部	組合	102 H27~	事業中	
㉒	新清洲駅北	清須市	52 H26~	事業中	

### 都市計画公園一覧表

番号	公園名	面積
2-2-2601	六ヶ条公園	0.21
2-2-2602	城公園	0.30
2-2-2603	前田公園	0.27
2-2-2604	地蔵公園	0.17
2-2-2605	芝公園	0.23
2-2-2606	芳野公園	0.39
2-2-2607	立川公園	0.16
2-2-2608	丸川公園	0.20
2-2-2609	上条公園	0.17
2-2-2610	新清洲公園	0.74
2-2-2611	御間第二公園	0.34
2-2-2612	御間第一公園	0.30
2-2-2613	大橋公園	0.12
2-2-2614	佐藤公園	0.20
2-2-2615	西市場公園	0.22
2-2-2616	蓮池公園	0.10
2-2-2617	松本公園	0.10
2-2-2618	大橋公園	0.12
2-2-2619	伊藤公園	0.26
2-2-2620	高島公園	0.22
2-2-2621	ツツミ田公園	0.24
2-2-2622	西須ヶ口公園	0.23
2-2-2623	油	0.12
2-2-2624	天王公園	0.26
2-2-2625	片町公園	0.37
2-2-2626	外町公園	0.12
2-2-2627	上田公園	0.10
2-2-2628	横町公園	0.08
2-2-2629	第七公園	0.40
2-2-2630	東須ヶ口公園	0.12
2-2-2631	花岡公園	0.19
2-2-2632	光町公園	0.09
2-2-2633	東山公園	0.05
2-2-2634	東山中公園	0.06
2-2-2635	星の宮公園	0.10
2-2-2636	豊池公園	0.10
2-2-2637	八幡公園	0.08
2-2-2638	天来公園	0.04
2-2-2639	北中野公園	0.08
2-2-2640	山西公園	0.32
2-2-2641	乾角公園	0.16
2-2-2642	徳栄公園	0.21
2-2-2643	大橋公園	0.22
2-2-2644	乾野公園	0.10
2-2-2645	東野公園	0.12
2-2-2646	美鈴公園	0.23
2-2-2647	東山公園	0.13
2-2-2648	永井公園	0.28
2-2-2649	北中野公園	0.28
2-2-2650	中之切公園	0.31
2-2-2651	新枇杷島公園	0.10
3-3-261	枇杷島公園	1.80
3-3-262	上野公園	1.10
3-3-263	北中野公園	0.92
3	庄内緑地	13.6
17	名西緑地	12.5
108	庄内川新川緑地	7.5
109	庄内川新川緑地	19.6
116	高島緑地	0.05
127	五条山新川緑地	0.96
128	西市場水木緑地	0.52

### 凡例

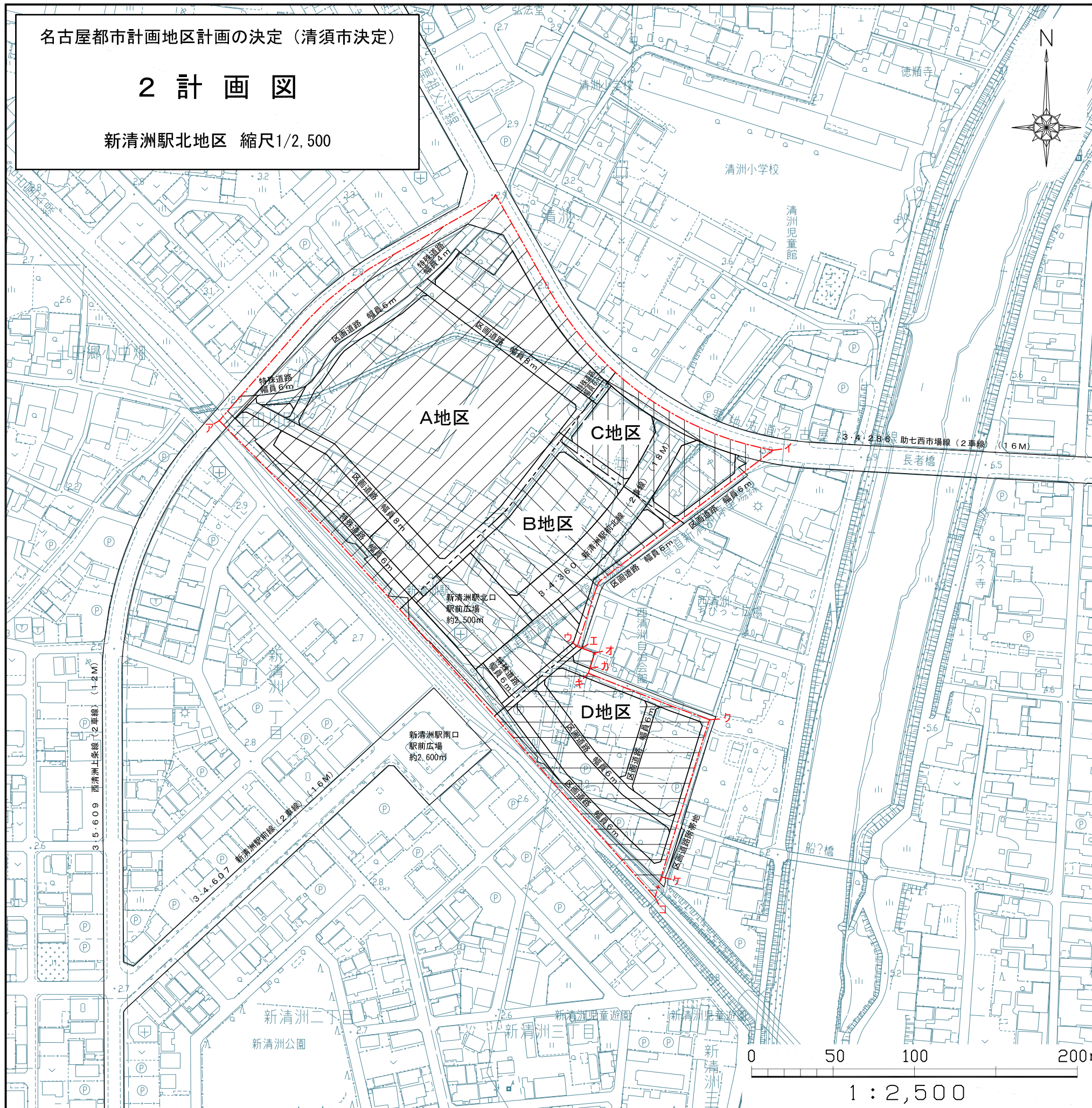
No	用途地域	建築率	容積率
1	第一種低層住居専用地域	5/10	10/10
2	第二種低層住居専用地域	6/10	15/10
3	第一種中層住居専用地域	6/10	20/10
4	第二種中層住居専用地域	6/10	20/10
5	第一種住居地域	6/10	20/10
6	第二種住居地域	6/10	20/10
8	近隣商業地域	8/10	20/10
9	商業地域	8/10	40/10
10	準工業地域	6/10	20/10
11	工業地域	6/10	20/10

都市計画区域境界  
 市街化区域境界  
 都市計画道路(駅広含む)  
 立体交差及び橋梁  
 都市公園  
 防火地域  
 準防火地域  
 地区計画区域  
 ポンプ場・処理場  
 土地区画整理事業区域  
 高度地区(15m以下)  
 高度地区(10m以下)  
 都市計画火葬場  
 人口集束地区(R2)

名古屋都市計画地区計画の決定（清須市決定）

# 2 計画図

新清洲駅北地区 縮尺1/2,500



地区計画区域界	
	道路又は河川等の中心線とする場合
	字界、町界等の行政界とする場合
	その他の場合

アーイは都市計画道路中心線  
 イーウは区画道路中心線  
 ウーエはエーオの延長線  
 エーオ、オーカは筆界  
 カーキはオーカの延長線  
 キーク、クーケは区画道路中心線  
 ケーコはクーケの延長線  
 コーアは鉄道（名鉄名古屋本線）中心線

凡 例	
	A地区
	B地区
	C地区
	D地区